

## 島田市ネーミングライツ事業実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、安定的な財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とするネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設又はその一部及び市が実施する事業（以下「施設等」という。）の愛称を命名する権利をいう。
- (2) 団体等 法人、その他の団体、若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 市が、契約によってネーミングライツを団体等に付与し、当該団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から得られた対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### （事業の基本原則）

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、条例に規定する施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく条例に規定する施設の名称を使用するものとする。

### （施設等の選定）

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市と指定管理者が協議の上、市が選定するものとする。

### （ネーミングライツの付与期間）

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、施設については3年以上とする。ただし、市長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を別に設定することができる。

### （募集）

第6条 ネーミングライツ事業の募集に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) ネーミングライツ・パートナーは、市ホームページ等により広く募集するものとする。
- (2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象となる施設又は事業ごとの募集要項に定める。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業に応募する団体等は、ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(応募できない団体等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する団体等は、ネーミングライツ事業に応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生又は再生手続きをしているもの。ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営むもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 島田市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等
- (9) 指定管理者制度導入施設にあつては、ネーミングライツ導入時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

(使用できない愛称)

第9条 次の各号に該当する愛称は、ネーミングライツ事業に使用することができない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題の主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他市長が愛称として適当でないと認めるもの

(審査機関)

第 10 条 市は、ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料その他の審査を行うため、島田市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は行政経営部長をもって充てる。

3 委員は、市長戦略部長、危機管理部長、地域生活部長、健康福祉部長、こども未来部長、産業観光部長、都市基盤部長及び教育部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

5 審査会の庶務は、行政経営部経営管理課において行う。

(会議)

第 11 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、ネーミングライツ事業への応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(決定及び通知)

第 12 条 市長は、審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

2 市長は、第 7 条の規定により応募した団体等に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（様式第 2 号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(契約)

第 13 条 市長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、採用決定者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第 14 条 当該ネーミングライツ事業に係る施設の案内看板のうち、市が設置しているものの表示名の変更等に係る経費及びその他の経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。ただし、新たに設置する施設の案内看板については、市及びネーミングライツ・パートナーの協議により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市及びネーミングライツ・パートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間の満了又はネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の納入)

第 15 条 ネーミングライツ・パートナーは、島田市財務規則（平成 17 年規則第 35

号)に定める納入通知書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第 16 条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で必要な事項について協議することとする。

(静岡県屋外広告物条例施行細則の遵守)

第 17 条 対象施設及び施設案内看板等への愛称の表記については、静岡県屋外広告物条例施行細則(平成 17 年規則第 131 号)の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第 18 条 ネーミングライツを付与する期間内においては愛称を変更することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツ・パートナー及び指定管理者と協議することとする。

(愛称の周知)

第 19 条 市は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第 20 条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第 4 号)を、市長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書(様式第 5 号)によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第 15 条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(次回の募集)

第 22 条 ネーミングライツ・パートナーは、次回のネーミングライツ・パートナーの募集に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

島田市長

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人その他の団体に} \\ \text{あつては、その主た} \\ \text{る事務所の所在地} \end{array} \right)$

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人その他の団体に} \\ \text{あつては、その名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$  印

電話番号

島田市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設名又は事業名	
愛称案	
愛称の理由	
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料	年額 円（税抜）
応募の動機	

添付書類

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第12条関係）

ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツ事業について、次のとおり採用することを決定しましたので、島田市ネーミングライツ事業実施要綱第12条の規定により通知します。

施設名又は事業名		
愛称		
ネーミングライツ付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	年 額	円（税抜）
	総 額 （ 年間）	円（税抜）

様式第3号（第12条関係）

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、島田市ネーミングライツ事業実施要綱第12条の規定により通知します。

施設名又は事業名	
不採用理由	



様式第 4 号（第 20 条関係）

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日

島田市長

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人その他の団体に} \\ \text{あつては、その主た} \\ \text{る事務所の所在地} \end{array} \right)$

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人その他の団体に} \\ \text{あつては、その名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$  印

電話番号

島田市ネーミングライツ事業実施要綱第 20 条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設名又は事業名	
愛 称	
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料	年額 円（税抜）
契 約 解 除 の 理 由	

様式第 5 号（第 21 条関係）

ネーミングライツ付与取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



次の理由によりネーミングライツ付与の取消しを決定しましたので、島田市ネーミングライツ事業実施要綱第 21 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同条第 3 項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

施設名又は事業名	
愛 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	